

JCM業販サイト利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社JCM（以下「JCM」といいます。）が運営するJCM業販サイト（以下「本サイト」といいます。）において、JCM並びに会員が中古車売買に関する取引を、お互いにメリットのあるよう相互に協力しながら円滑に実施することを目的とします。

第2条（利用資格）

本サイトの利用は会員のみ認められます。

第3条（本サイトの閲覧）

本サイトへのアクセスは、JCMが会員にのみ交付したURLにより、会員のみ閲覧できるものとします。会員によるURLの漏洩、不正使用から生じた損害については、当該会員の故意過失の有無にかかわらずJCMは一切責任を負いません。

第4条（禁止事項）

会員は、本サイトを利用するにあたり、以下の行為を行わないことを約束します。

- (1)本サイト上の情報・メッセージ・写真等を無断で改ざん、消去する等不正にアクセスする行為
- (2)本サイトに有害なコンピュータプログラム等を書き込む又は送信する行為
- (3)本サイトの運営を妨げるような行為
- (4)法令、公序良俗に違反する又はそのおそれがある反社会的な行為
- (5)第三者又はJCMの、通信の秘密、財産、プライバシー、肖像権、名誉又は信用を侵害したり、誹謗中傷する行為
- (6)第三者又はJCMの著作権・商標権等の知的財産権を侵害する又はそのおそれがある行為
- (7)本サイトの運営に支障を与え、又は第三者・JCMの権利・利益を害するもしくはそのおそれのある一切の行為

第5条（サイト掲載車輛）

本サイトに掲載する車輛（以下「掲載車輛」といいます。）は、JCMが掲載を認めた車輛とし、会員が掲載車輛を購入する場合には、現状有姿のまま引き渡されるものとします。

第6条（掲載車輛の諸費用負担）

掲載車輛に関する本サイト上での記載価格は、車輛本体価格のみとし、当該掲載車輛に付随する陸送代・消費税・未経過分自動車税相当額・リサイクル料預託金・振込手数料（以下、まとめて「諸費用」といいます。）は、買主である会員の負担とします。

第7条（掲載車輛の購入）

- ① 本サイトにおいて、会員が掲載車輛の購入を希望する場合には、当該車輛に関し、JCMへ問合せをするものとします。
- ② JCMは、会員から問い合わせのあった当該車輛につき、車輛本体価格に、前条での諸費用含めた価額（以下「車輛売買価額」といいます。）、車輛の状態、保管場所等を会員へ説明するものとします。
- ③ 会員が、前項の説明により当該車輛の購入を承諾した場合には、JCMは、速やかに、当該車輛の購入確認書を買主である会員（以下「買主会員」といいます。）へ送付し、買主会員は、JCMからの購入確認書の内容を確認の上、署名および捺印をしてJCMに返送するものとします。なお、この購入確認書の返送をもって、当該車輛の購入条件について、買主会員の承諾がなされたとし、JCMは、買主会員へ車輛の陸送を実施します。
- ④ 買主会員は、当該購入希望車輛の到着後3日以内に車輛を確認の上、最終的な購入を決定するものとします。JCMは、買主会員の車輛購入が決まった場合に、売買契約書2通を作成し、これに買主会員、JCM双方が、記名捺印することによって売買契約が成立します。買主会員およびJCMは、これを各1通ずつ保持するものとします。

第8条（未経過分自動車税相当額の負担）

- ① JCMは、前条第3項による購入確認書作成時に、当該車輛が買主会員への譲渡後に抹消登録されるか移転登録されるかを確認し、買主会員が移転登録を申告した場合には、売買契約月の翌月以降の未経過分自動車税相当額を買主会員に請求できるものとします。ただし、当該車輛が軽自動車の場合には、この限りではありません。
- ② 前項の移転登録の申告が有った後に、当該車輛に抹消登録がなされた場合でもJCMは、買主会員へ未経過分自動車税相当額を返金いたしません。
- ③ 当該車輛の売買契約月が3月となる車輛で、同月末までに買主会員による移転登録が完了しない場合には、JCMは、買主会員に翌年度（売買契約年の4月以降、翌年3月まで）の自動車税年額を請求できるものとします。ただし、この場合に、当該車輛が軽自動車以外の車輛で買主会員が抹消登録を申告した場合には、JCMは、抹消登録完了月までの自動車税を請求するものとします。

第9条（陸送手配）

第7条第3項による買主会員への当該車輛の陸送は、JCMが、指定の陸送業者を手配し実施することとし、掛かる陸送代金は、買主会員の負担とします。

第10条（購入撤回の禁止）

第7条第3項により買主会員が当該車輛の購入を購入確認書にて申し出た後は、買主会員は自己の都合でその申込みを撤回する事は出来ません。

第11条（クレーム）

- ① 掲載車両は、中古自動車を現状有姿の状態で買主会員へ販売するものとします。買主会員は、JCMから購入を希望する車両の引渡しを受けた後、3日以内に当該車両を確認し、最終的に売買契約を締結することとします。JCMは、第7条第2項により、問い合わせを受けた当該車両の状態等に関する情報を、会員にできる限り正確に説明するよう努めますが、現車有姿を優先し、現車と問合せ時の情報との下記に記載する重大クレーム以外の相違は免責とさせていただきます。

ただし、当該車両が、本サイト内での事前の表記又はJCMからの事前の申告が無く、下記の重大クレームに該当する場合にはJCM、買主会員双方で協議の上、車両本体価格の値引き又は買主会員購入キャンセルを行えるものとします。また、クレームの申告期限も下記記載のとおりとします。

| | クレーム範囲 | 申告期限 |
|--------------|--------------------------------|---------|
| 法的問題車 | 差押さえ車・抵当権付車 | 納車後3ヶ月 |
| | 盗難車 | |
| | メーター交換、改ざん車 (記録簿等で立証されるもの。) | |
| | 接合車 | |
| 記載事項相違 | 冠水車 | 納車後3日以内 |
| | 職権打刻車(国産車のみ) | |
| | 年式、グレード違い | |
| | デフ、ミッション等の機能上の重大な不具合が有る物 | |
| | 事故修復歴車(査定協会検査基準) | |
| 主要装備の明確な記載違い | | |

- ② 当該車両が、前項の重大クレームに該当し、買主会員から購入キャンセルの申し出があった場合には、JCMと買主会員の店舗までの車両移動に有する往復陸送代は、JCMが負担します。

第12条（車両売買価額の支払）

買主会員は、第9条の陸送による車両到着後、土日・祝日を除く5日以内にJCMの指定する銀行口座に、第7条第2項の車両売買価額を振り込むものとします。尚、振り込み手数料については買主会員の負担とします。

第13条（譲渡書類の引渡し）

JCMは、買主会員からの車両売買価額の入金確認後、速やかに譲渡書類一式を買主会員へ送付するものとします。

第14条（登録変更の手続き）

買主会員は、JCMからの譲渡書類受領後、14日以内に、抹消登録または移転登録手続きを完了し、登録変更後の車検証の写しをJCMに送付するものとします。万が一、14日以内に手続きが完了しなかった事によってJCMに損害が生じた場合は、買主会員はJCMに対してその損害を負担することとします。

第15条（譲渡書類の差替及び再発行）

買主会員は、JCMからの譲渡書類受領後、自己の責任においてそれを管理する事とし、紛失、失効等による譲渡書類の差替えおよび再発行はいたしません。

万が一、買主会員が、JCMに当該譲渡書類の差替え及び再発行を求めた場合で、その理由によりJCMが応じることができる場合には、買主会員は、JCMに対し、違約金として50,000円および掛かる実費を支払うことによって当該譲渡書類の差替えおよび再発行を受けることができるものとします。ただし、この場合において、JCM および当該車輛の車検証上の所有者へ損害が生じた場合には、買主会員は、JCM および当該車輛の車検証上の所有者に対してその損害を負担しなければなりません。

第16条（車輛管理責任）

会員が購入を希望した車輛の管理責任は、JCMから買主会員への当該車輛の引渡し（陸送会社による買主会員店舗への納車完了）までは、JCMに存在し、当該車輛引渡し後は、買主会員に存在します。また、買主会員への引渡し後、当該車輛に不具合が発生した場合、当該車輛にて交通違反を犯した場合や放置した場合は、買主会員は自己の責任においてこれを解決するものとし、JCM および当該車輛の車検証上の所有者に対して一切迷惑を掛けないものとします。

第17条（表示の消去）

本サイトで購入した車輛に前所有者の商号・屋号・ロゴマーク等の表示が有る場合、買主会員は、JCMとの当該車輛の売買契約締結後に直ちに当該表示を消去するものとします。

第18条（機密情報の保持）

- ① JCMおよび会員は、相手方の事前の承諾なく、本サイトの利用、または本サイトを通じて知り得た相手方の機密情報（口頭または書面で相手方より秘密である旨が表示なされた上で開示された情報）を、第三者に開示および漏洩しないものとします。ただし、以下の情報は機密情報に該当しません。
 - (1) 相手方から開示された時点で、公知である情報
 - (2) 相手方から開示された後、自己の責によらず公知となった情報
 - (3) 第三者から、機密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報
 - (4) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発した情報
- ② JCMおよび会員が、国その他の公権力により適法に機密情報の開示を命令された場合は、前項の定めに関わらず、当該公権力に対して当該機密情報を開示できるものとします。ただし、命令を受けた当事者は、当該命令を受けた事実を遅滞なく相手方に通知するものとします。

第19条（個人情報保護）

- ① 会員が、本サイトの利用、または本サイトを通じてJCMから提供される個人情報を取り扱う場合、会員は、JCMの書面による事前の承諾無く、第三者に漏洩・開示・提供してはならないものとし、本サイトでの車輛売買に付随する業務の遂行以外の目的で利用しないものとします。
- ② 会員は、本サイトでの購入車輛に付帯する書類で、個人情報の記載ある書類（自動車検査証、一時抹消登録証明書、自動車賠償責任保険証明書、保証書付整備手帳）、および搭載された電子機器（ナビゲーションシステム等）、積み残された私物等に関して、個人情報として認識し、個人情報保護法の定めに沿った取扱を行うものとします。

第20条（契約の解除）

第7条4項の売買契約書に定められた車輛売買価額の支払期日または、第12条に定められた期日を経過しても、買主会員による車輛売買価額の支払が無い場合は、買主会員の承諾の有無に関わらず、JCMは、当該車輛の売買契約を解除できるものとします。また、この場合に、買主会員は、速やかに当該車輛をJCMへ返却し、それに掛かる陸送代等の諸費用は全て買主会員の負担とします。

第21条（本サイト利用の制限）

会員が、本サイト利用規約の定め違反したとき、または会員に下記の各号の一つにでも該当する事由が認められたときは、JCMは会員に対し本サイトの利用及び車輛の売買を制限できるものとする。その場合、会員はJCMのとした制限に対し、損害賠償等の金銭的請求並びにその他一切の異議を申し立てることは出来ません。

- (1) JCMに対する債務につき支払を遅延または怠ったとき
- (2) 一般の支払を停止したとき、または小切手もしくは手形の不渡りを1回でも発生させたとき。
- (3) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、もしくは会社清算、特別清算、民事再生、特別調停、破産、会社更生など何らかの法的整理手続等を自ら申し立て、または申し立てられたとき。
- (4) 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- (5) 経営が相当悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 著しく社会的信用を損なう行為があったとき、

第22条（損害賠償）

会員が、本規約に違反したことにより、JCMに損害が発生した場合には、会員はJCMに対して、その損害を負担しなければならないものとします。ただし、会員が、当該損害の発生が会員の責に帰すべき事由によらないことを証明した場合は、この限りではありません。

第23条（規約の改訂）

本規約は、JCMが改訂を必要と認める場合には、随時任意に改訂することができるものとします。その場合、JCMは予め会員に対し、本サイト上にてその内容を通知するものとします。

第24条（規定外事項）

本規約に規定のない事項については、JCM、会員協議の上決定し解決するものとします。

平成21年1月

株式会社 J C M